

第2章 外郭団体の事業（総論）

第1 本市の外郭団体の定義

1 概要

本監査の対象は、外郭団体の事業であるところ、外郭団体は地方行政において財政上一定の割合を含め、住民サービス上も重要な役割を担っているにもかかわらず、外郭団体の定義については、地方自治法等の法令上明確な規定は存在しない。

このため、外郭団体の定義は各自治体において異なっている。

本市では、外郭団体は、「岡山市外郭団体対策方針（総論）（平成20年6月策定）」において、次のとおり2通りの方法で定義されている。

① 第1定義

「本市から基金又は資本金相当額の25%以上出資している法人（本市が設立した地方三公社を含む。）」

② 第2定義

「本市から継続的に人的又は法人の運営に関する補助金等財政的な支援を受け、且つ本市がその設立において主導的立場で関与し、本市の政策・施策と密接な関係を有する財団法人、社団法人及び社会福祉法人」

2 第1定義

第1定義は、監査委員、包括外部監査人等は、地方自治体の出資割合が25%以上の団体に対して監査を行うことができるとの次の地方自治法の規定とリンクするものである。

3 第2定義

第2定義は、監査委員や包括外部監査人等は、当該地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができるとの地方自治法の規定とリンクするものである。

なお、監査委員や包括外部監査人等の監査が及ぶ対象団体の範囲は、あくまでも本市が補助金等の財政的援助を行っている団体であるので、委託料といった単なる財政支出を行っているだけでは、監査人等は当該団体に対して、監査を行うことはできない。

4 実質的な出資割合

後述するとおり、(財)岡山市公園協会は出資額が114,000千円で本市の出資額は57,000千円(50.0%)で、(財)岡山市水道サービス公社は出資額が51,000千円で本市の出資額は20,000千円(39.2%)である。

しかし、上記財団においては、他の出資者がそれぞれ本市とは別に出資しているわけではなく、内部留保金を基本財産にした結果、本市の出資割合がそのようになっているだけで、実質的には本市の100%の出資団体である。

この点、内部留保金を基本財産にした結果、本市の出資割合が25%未満となった場合に、外郭団体に該当しなくなったり、地方自治法上の内部監査、外部監査の統制が及ばなくなってしまうのは不合理である。

(意見)

出資又は出捐が25%以上というメルクマールは、それを形式的に判断するか、実質的に判断するかで、外郭団体に該当したり、地方自治法上の統制が及ぶかどうかの差異が生

じることになり得る可能性がある。

このため、後述するところの外郭団体等統制委員会の一定の団体に対する外郭団体の指定、統制方法の決定の権限を持たせて、外郭団体以外の団体に対する統制の必要性があるにもかかわらず、統制の網からこぼれ落ちる団体を可及的になくすような体制、手続を作るべきである。

第2 本市財政と外郭団体の関係

1 本市の財政指標

本市の財政指標として、経常収支比率、公債費比率、起債制限比率、実質公債費比率の推移を検討する。なお、それぞれの指標の定義・意義は、次のとおりである。

(1) 経常収支比率

人件費や公債費など経常的に支出される経費に充当された一般財源が、市税などの経常的に収入される一般財源に占める割合をいう。

比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表し、一般的に80%を超えると、財政の弾力性が失われつつあると言われている。

(2) 公債費比率

公債費に要する一般財源が、市税などの一般財源収入に占める割合をいう。

(3) 起債制限比率

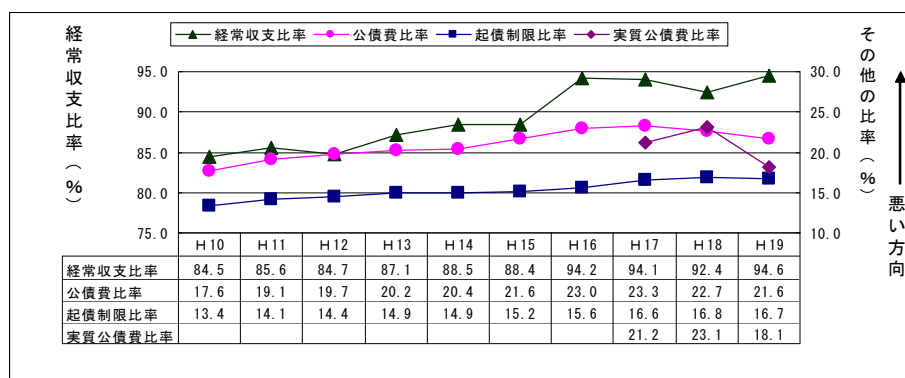
公債費から地方交付税で措置される分を差し引いた値を一般財源収入で割った数値の過去3年の平均値をいう。

(4) 実質公債費比率

公債費に、公営企業に対する繰出金、一部事務組合等への負担金や債務負担行為などのうち公債費に準ずるものを加味した指標で、実質的な債務の返済の割合（平成17年度決算から導入）をいう。

18%以上の場合、市債発行に国の許可が必要で、25%以上の場合、財政健全化計画の策定が必要となる。

本市の上記財政指標の推移は、次のとおりである。



以上によると、経常収支比率は、増加（財政悪化）傾向にあり、平成19年度は94.6%（平成18年度92.4%）と、2.2ポイント前年度より悪化している。

公債費比率は、平成10年度から平成17年度にかけて増加（財政悪化）していたが、

平成18年度以降は減少しており、平成19年度も21.6%（平成18年度22.7%）となり、1.1ポイント改善している。

起債制限比率は、増加（財政悪化）傾向にあったが、平成19年度は16.7%（平成18年度16.8%）となり、0.1ポイント改善している。

実質公債費比率は、算定方法の変更もあったため、平成19年度は18.1%（平成18年度23.1%）となり、5.0%改善したが、政令市18市中で比べると下位となっている。すなわち、平成19年度の実質公債比率の上位3市は、①北九州市6.3%、②堺市7.1%、③さいたま市8.3%で、下位3市は、①横浜市20.6%、②千葉市19.6%、③福岡市18.4%となっている。この実質公債比率の単純平均は、13.4%で、本市は、18市中15位の18.1%となっている（「岡山市の財政状況」第11版、平成21年6月策定）。なお、平成18年度の本市の実質公債費率23.1%は、中核市の中で最下位となっている（「岡山市の財政状況」第10版、平成20年6月策定）。

2 まとめ

以上から、本市は、全体として財政構造が硬直化しているとともに、本市の借金総額（債務負担行為と市債残高）は依然高い水準にあるといえる。

外郭団体に対する本市の出資額は、合計3,023,506千円、財政支出額は、3,217,324千円（平成20年度）に上っているので、本市の財政健全化に寄与するためにもその事業を監査する必要がある。

第3 本市の外郭団体の分析

1 外郭団体の出資、財政支出等

外郭団体の主な事業、出資合計、本市からの出資、本市からの財政支出額等（平成20年度）は、次のとおりである。

団体名	主な事業	基本財産・出資合計 金額(千円)	市の出資・出捐		市からの財政支出	
			上段:金額(千円)		上段:金額(千円)	
			下段:割合(%)		下段:割合(%)	
1	(財)岡山市勤労者福祉サービスセンター	100,000	100,000	100.00%	18,000	15.63%
2	(財)岡山市建設公社	171,000	170,000	99.42%	0	0.00%
3	(財)岡山市公園協会	114,000	57,000	50.00%	413,459	67.50%
4	(財)岡山市シルバー人材センター	51,000	50,000	98.04%	204,294	28.2%
5	(財)岡山シンフォニーホール	100,000	35,000	35.00%	176,279	60.4%
6	(財)岡山市水産協会	250,000	230,000	92.00%	0	0%
7	(財)岡山市水道サービス公社	51,000	20,000	39.22%	322,422	89.20%
8	(財)岡山市スポーツ・文化振興財団	421,330	419,459	99.56%	94,598	92.34%
9	(財)岡山市ふれあい公社	100,000	100,000	100.00%	1,371,334	54.42%
10	(財)岡山市建部町観光公社	50,000	50,000	100.00%	24,905	20.5%
11	(財)岡山県下水道公社	30,000	9,854	32.85%	0	0%
12	(財)児島湖浄化センター周辺対策基金	344,981	115,223	33.40%	0	0%
13	(財)吉井川水源地域対策基金	105,673	34,695	32.83%	14,915	9.36%
14	岡山市中央卸売市場における花きの売買代金の精算	6,000 (10,000)	2,400 (4,000)	40.00%	0	0%
15	(株)岡山コンベンションセンター	99,000	50,000	50.51%	0	0%
16	岡山市市場冷蔵(株)	15,000	5,000	33.33%	0	0%
17	岡山都市整備(株)	12,500	6,375	51.00%	0	0%
18	岡山港埠頭開発(株)	22,000	7,000	31.82%	0	0%
19	岡山市土地開発公社	20,000	20,000	100.00%	19,585	0.39%
20	岡山都市開発(株)	2,950,000	1,540,000	52.20%	0	0%
21	(有)サウスヴィレッジ	5,500	1,500	27.27%	0	0%
22	(社)おかやま観光コンベンション協会	0	0	0.00%	95,096	49.9%
23	(社福)岡山市社会福祉協議会	62,490	0	0.00%	279,020	41.75%

(注1)「基本財産・出資合計」、「市の出資・出捐」、「市からの財政支出」は平成20年度決算ベースの金額

2 外郭団体の財務状況

外郭団体の当期収支、累積欠損金額、自己資本比率の推移は、次のとおりである。

団体名	指標	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		決算(千円)	決算(千円)	決算(千円)
1 (財)岡山市勤労者福祉サービスセンター	当期収支	5,005	▲ 3,515	7,809
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	95.67%	95.95%	96.24%
2 (財)岡山市建設公社	当期収支	7,270	▲ 1,552	▲ 712
	累積欠損金額	▲ 87,602	▲ 89,124	▲ 89,836
	自己資本比率	60.78%	54.27%	66.61%
3 (財)岡山市公園協会	当期収支	17,215	30,041	17,855
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	50.71%	50.57%	73.89%
4 (財)岡山市シルバー人材センター	当期収支	▲ 191,851	37,357	16,809
	累積欠損金額	▲ 167,474	0	0
	自己資本比率	▲ 66.40%	25.24%	38.96%
5 (財)岡山シンフォニーホール	当期収支	▲ 18,887	▲ 14,262	▲ 2,994
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	70.84%	63.72%	64.68%
6 (財)岡山市水産協会	当期収支	836	▲ 455	▲ 529
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	99.96%	99.96%	99.96%
7 (財)岡山市水道サービス公社	当期収支	36,829	31,265	9,188
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	90.40%	90.05%	97.98%
8 (財)岡山市スポーツ・文化振興財団	当期収支	▲ 1,919	▲ 2,368	▲ 71
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	94.69%	96.32%	96.82%
9 (財)岡山市ふれあい公社	当期収支	▲ 10,221	11,074	25,950
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	48.14%	51.74%	50.23%
10 (財)岡山市建部町観光公社	当期収支	229	605	425
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	87.37%	87.03%	90.99%
11 (財)岡山県下水道公社	当期収支	312	397	490
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	15.77%	15.81%	16.27%
12 (財)児島湖浄化センター周辺対策基金	当期収支	2,463	7,671	32
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	100.00%	100.00%	100.00%
13 (財)吉井川水源地域対策基金	当期収支	21,784	1,632	▲ 40,632
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	100.00%	100.00%	100.00%
14 岡山花き精算(株)	当期収支	▲ 179	▲ 844	▲ 2,673
	累積欠損金額	0	▲ 396	▲ 3,070
	自己資本比率	23.32%	21.50%	18.44%
15 (株)岡山コンベンションセンター	当期収支	72,111	50,670	58,896
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	28.94%	33.38%	36.98%
16 岡山市場冷蔵(株)	当期収支	▲ 24,667	▲ 4,599	▲ 14,591
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	73.00%	73.71%	71.70%
17 岡山都市整備(株)	当期収支	3,658	44	405
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	88.65%	92.03%	91.75%
18 岡山港埠頭開発(株)	当期収支	1,319	3,091	12,865
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	96.55%	67.48%	34.92%
19 岡山市土地開発公社	当期収支	20,389	32,285	35,729
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	1.67%	1.88%	2.23%
20 岡山都市開発(株)	当期収支	▲ 53,333	▲ 1,579	4,873
	累積欠損金額	▲ 66,149	▲ 67,729	▲ 62,856
	自己資本比率	99.77%	99.78%	99.73%
21 (有)サウスヴィレッジ	当期収支	7,234	1,381	7,894
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	48.56%	68.28%	67.73%
22 (社)おかやま観光コンベンション協会	当期収支	▲ 4,284	3,542	3,500
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	34.48%	50.94%	40.41%
23 (社福)岡山市社会福祉協議会	当期収支	▲ 9,661	▲ 11,228	25,311
	累積欠損金額	0	0	0
	自己資本比率	68.57%	69.79%	70.04%

3 外郭団体の規模

平成20年度の外郭団体の役員数、職員数、経常収入、経常利益、純資産は、次のとおりである。

団体名	出資額(千円)	設立期	役員人数		職員数		総収入 (千円)	資産額 (千円)	純資産 (千円)
			役員	うち 常勤役員	現職員	うち 正規職員			
1 (財)岡山市勤労者福祉サービスセンター	100,000	平成9年	22	1	6	4	115,191	151,787	146,077
2 (財)岡山市建設公社	170,000	昭和36年4月	17	1	2	1	19,971	130,848	87,164
3 (財)岡山市公園協会	57,000	昭和57年10月	11	0	43	13	612,132	870,884	643,516
4 (財)岡山市シルバー人材センター	50,000	昭和53年9月	11	1	24	11	726,011	137,801	53,692
5 (財)岡山シンフォニーホール	35,000	昭和59年11月	12	2	20	11	291,689	219,337	141,876
6 (財)岡山市水産協会	230,000	平成4年11月	9	0	1	1	3,257	255,828	255,714
7 (財)岡山市水道サービス公社	20,000	平成2年3月	11	1	70	29	361,931	442,482	433,534
8 (財)岡山市スポーツ文化振興財団	419,459	昭和62年10月	19	0	7	6	102,445	442,851	428,766
9 (財)岡山市ふれあい公社	100,000	平成4年10月	17	1	731	59	2,648,048	1,021,317	512,995
10 (財)岡山市建部町観光公社	50,000	平成2年	11	1	33	7	146,228	83,420	75,903
11 (財)岡山県下水道公社	9,854	昭和63年4月	10	1	30	24	1,384,589	214,553	34,913
12 (財)児島湖浄化センター周辺対策基金	115,223	昭和57年3月	10	0	0	0	4,299	359,340	359,340
13 (財)吉井川水源地域対策基金	34,695	昭和54年	13	0	6	6	159,269	206,458	206,458
14 岡山花き精算(株)	2,400	昭和57年	10	1	3	1	16,583	353,925	65,277
15 (株)岡山コンベンションセンター	50,000	平成12年	8	0	19	16	561,444	1,429,877	528,826
16 岡山市場冷蔵(株)	5,000	昭和58年	10	3	13	11	132,486	52,608	37,722
17 岡山市整備(株)	6,375	昭和47年	6	0	1	1	13,335	99,728	91,501
18 岡山港埠頭開発(株)	7,000	昭和42年6月	13	1	5	5	144,812	195,234	68,170
19 岡山市土地開発公社	20,000	昭和47年12月	9	0	4	4	5,022,206	34,119,476	761,871
20 岡山市開発(株)	1,540,000	平成14年	4	2	0	0	140,538	2,895,091	2,887,144
21 (有)サウスウイレッジ	1,500	平成15年3月	8	0	13	4	110,761	65,062	44,065
22 (社)おかやま観光コンベンション協会	—	平成9年	30	1	21	6	190,708	46,781	18,901
23 (社福)岡山市社会福祉協議会	—	昭和37年12月	22	1	94	38	668,288	990,665	693,884

(注) 総収入は平成20年度の数値で、それ以外の数値は、平成20年4月1日現在の数値である。

4 外郭団体の財務数値

団体名	流動比率	自己資本比率	経常収支比率	財政支出依存比率	管理費比率	収益事業比率	自主事業比率
1 (財)岡山市勤労者福祉サービスセンター	321.5	96.2	107.2	15.6	20.7	0.0	0.0
2 (財)岡山市建設公社	913.1	66.6	95.0	0.0	100.0	0.0	100.0
3 (財)岡山市公園協会	222.0	73.9	105.0	67.5	1.7	3.6	4.0
4 (財)岡山市シルバー人材センター	164.6	39.0	102.4	28.2	11.0	0.0	0.5
5 (財)岡山シンフォニーホール	237.1	65.0	98.9	60.4	2.0	2.7	33.4
6 (財)岡山市水産協会	5,051.1	100.0	86.0	0.0	35.4	0.0	100.0
7 (財)岡山市水道サービス公社	3,241.0	98.0	102.5	89.2	12.5	6.1	7.1
8 (財)岡山市スポーツ文化振興財団	458.3	96.8	99.9	92.3	31.6	2.0	2.0
9 (財)岡山市ふれあい公社	193.8	50.2	101.2	54.4	8.0	0.0	41.0
10 (財)岡山市建部町観光公社	438.7	91.0	100.3	20.5	10.3	6.7	6.7
11 (財)岡山県下水道公社	103.0	16.3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12 (財)児島湖浄化センター周辺対策基金	—	100.0	100.8	0.0	2.6	0.0	0.0
13 (財)吉井川水源地域対策基金	—	100.0	123.9	9.4	0.2	0.0	0.0
14 岡山花き精算(株)	191.9	18.4	86.4	0.0	82.9	—	100.0
15 (株)岡山コンベンションセンター	134.5	37.0	121.5	0.0	19.0	—	29.4
16 岡山市場冷蔵(株)	182.5	71.7	90.2	0.0	12.1	—	100.0
17 岡山市整備(株)	4,436.8	91.8	99.1	0.0	97.2	—	100.0
18 岡山港埠頭開発(株)	143.9	34.9	117.8	0.0	53.6	—	100.0
19 岡山市土地開発公社	3,254.7	2.2	102.7	0.4	0.3	—	0.0
20 岡山市開発(株)	3,053.4	99.7	109.5	0.0	99.7	—	100.0
21 (有)サウスウイレッジ	360.5	67.7	108.4	0.0	72.8	—	7.4
22 (社)おかやま観光コンベンション協会	145.0	40.4	101.9	49.9	21.8	4.9	4.9
23 (社福)岡山市社会福祉協議会	455.6	70.0	104.0	41.8	2.7	0.0	67.1
適正基準	100%以上	50%以上	100%以上	50%以下	30%以下	50%未満	20%以上

(注) 上述の適正基準に達していないものは太字で記載している(なお、問題ないと考えられる数値については太字にしていない。)

5 外郭団体の出資の適正性

本市が実質的に90%以上出資している財団法人等について基本財産と総収入額を比較すると、次のようになる。

①	(財)岡山市勤労者福祉サービスセンター	100,000	115,191	115.2
②	(財)岡山市建設公社	171,000	19,971	11.7
③	(財)岡山市公園協会	114,000	612,132	537.0
④	(財)岡山市シルバー人材センター	51,000	726,011	1423.6
⑤	(財)岡山市水産協会	250,000	3,257	1.3
⑥	(財)岡山市水道サービス公社	51,000	361,931	709.7
⑦	(財)岡山市スポーツ・文化振興財団	421,330	102,445	24.3
⑧	(財)岡山市ふれあい公社	100,000	2,648,048	2648.0
⑨	(財)岡山市建部町観光公社	50,000	146,228	292.5
⑩	岡山市土地開発公社	20,000	5,022,206	25111.0
④⑧⑩を除く平均				241.67

(注) 基本財産比率が平均を下回るものは太字で記載している。

④⑧⑩は基本財産収入比率が高いのでこれらを除外すると、上記の表のとおり、①②⑤⑦が平均を下回っており太字で記載している。これらの団体については、事業内容に比べて基本財産が過大である可能性がある。

6 外郭団体の機能、役割

外郭団体（公共的団体、営利法人別）を機能、役割別に分類すると、次のとおりである。

(1) 行政サービス提供型

各種の行政サービスを提供、創出することを目的とするもの。

ア 行政代行型

行政が直接執行することもできるが、効率性等の観点から業務を委託している行政の代行（関係自治体と共同で出資する基金の関係の事務を含む。）、補完を主な目的とするもの。

イ 行政機能拡大型

民間機能の活用、誘導など民間との協働等によって行政サービスの提供等を行い、行政機能の拡大を主な目的とするもの。

(2) 施設管理運営型

公共施設を管理運営又は公共施設を拠点に活動しているもの。

ア 共同消費型

施設の性格から共同消費性（共益性）が高いもの。

イ 個人消費型

施設の性格から個人消費性（私益性）が高いもの。

(3) 補償事業型

このほか、財団法人の事業の類型として、何らかの公共施設建設に関する補償的な事業を行うものがある。自治体が直接補償を行わない理由は、①施設の受益自治体が複数であり、それぞれが補償事業を行うことが合理的でない場合、②補償対象が自治体等で

はない場合、③財団として資金を拘束することにより、補償の実施に対する信頼感を高める場合がある。ただし、③については本市の基金として運営することも可能であるので、外郭団体とすることで、事業の透明性が失われていないか、留意が必要である。

これらの団体は、いずれも小規模団体に該当し、施設の事業主体等の自治体が関与しなければ、独立して運営することは困難である。

本市の外郭団体のうち、このような性格をもつものは、(財)児島湖浄化センター周辺対策基金、(財)吉井川水源地域対策基金、(財)岡山市水産協会の3団体である。

(4) 外郭団体の分析

以上の分類を基に、本市の公共的外郭団体を機能、役割別に分類すると、次のとおりとなる。

公共的団体 (一般法人・社会福祉法人・地方三公社)	行政サービス提供型	行政代行型	3. 岡山市土地開発公社 4. (財)岡山市建設公社 5. (財)岡山市水道サービス公社 6. (財)岡山市下水道公社 7. (財)児島湖浄化センター周辺対策基金 8. (財)吉井川水源地域対策基金
		行政機能拡大型	1. (社福)岡山市社会福祉協議会 2. (社)おかやま観光コンベンション協会 9. (財)岡山市勤労者福祉サービスセンター 10. (財)岡山市ふれあい公社 11. (財)岡山市シルバー人材センター 12. (財)岡山市水産協会
	施設管理運営型	共同消費型	1. (社福)岡山市社会福祉協議会 10. (財)岡山市ふれあい公社
		個人消費型	13. (財)岡山市公園協会 14. (財)岡山市スポーツ・文化振興財団 2. (社)おかやま観光コンベンション協会 11. (財)岡山市シルバー人材センター 15. (財)岡山市フオーネーホール 16. (財)岡山市建部町観光公社
	補償事業型	7. 児島湖浄化センター周辺基金 8. 吉井川水源地域対策基金 12. 岡山市水産協会	
会社法人	施設管理運営型	共同消費型	17. 岡山市整備株式会社
		個人消費型	18. 株式会社岡山コンベンションセンター 19. 岡山港埠頭開発株式会社 20. (有)サウスヴィレッジ 21. 岡山市開発株式会社
	その他	22. 岡山花き精算株式会社 23. 岡山市場冷蔵株式会社	

7 他の政令指定都市との比較

外郭団体の数、出資額、財政支出額の合計等について、他の政令指定都市等に対して、アンケート調査を行ったところ、その結果は、次のとおりである。

政令指定都市	人口(千人)	外郭団体数	出資額及び 出捐額合計(百万円)	財政支出額合計 (百万円)	職員数 (人)	一般会計決算額 (百万円)	特別会計決算額 (百万円)	企業会計決算額 (百万円)
横浜市	3,651	42	68,451	98,875	28,178	1,345,165	1,287,995	622,317
大阪市	2,652	122	135,117	97,356	41,124	1,592,626	1,784,534	637,740
名古屋市	2,247	42	168,137	136,109	27,100	961,769	1,298,382	259,209
札幌市	1,898	36	6,443	26,326	14,672	758,780	472,042	266,108
神戸市	1,533	46	97,608	36,363	17,209	704,762	722,555	348,052
京都市	1,467	35	—	—	15,948	—	—	—
福岡市	1,437	36	15,575	35,486	10,390	667,640	924,392	319,467
川崎市	1,390	—	—	—	13,931	—	—	—
さいたま市	1,201	22	1,936	11,026	9,242	398,392	174,337	111,696
広島市	1,166	—	—	—	11,930	—	—	—
仙台市	1,031	42	7,087	24,684	9,750	405,481	276,203	124,917
北九州市	984	25	41,234	18,780	9,185	491,992	519,193	125,256
千葉市	947	21	1,993	31,380	7,587	322,199	290,780	70,926
堺市	836	21	2,882	9,107	5,955	294,276	190,877	106,695
浜松市	813	19	4,119	26,485	6,092	273,931	187,116	83,256
新潟市	812	20	—	—	7,792	—	—	—
静岡市	718	11	6,398	5,705	6,443	277,810	181,929	55,981
岡山市	702	23	3,024	3,196	6,029	—	—	—

(注) 1 人口は平成21年4月1日現在である。

2 外郭団体数, 出資額及び出捐額合計, 財政支出額合計, 一般会計決算額は, 平成20年度の数値である。

3 財政支出額は, 委託料, 補助金, 負担金, 交付金等の支出額である。

4 —は, アンケートに対して, 回答がなかった地方自治体である。

以上から明らかなおおり, 本市の外郭団体数23は, 本市より人口の多い千葉市の21, 堺市の21, 浜松市の19, 新潟市の20, 静岡市の11の各外郭団体数よりも多くなっている。

その一方, 本市の外郭団体への財政支出額3,196百万円は政令市の中では最も少なくなっている。また, 本市の外郭団体の出資額及び出捐額合計3,024百万円は, さいたま市, 千葉市, 堺市よりも多くなっている。

以上からすると, 本市の外郭団体数と出資額は財政支出額に比べて多いということが言え, このことは, 本市の外郭団体には事業の実体は乏しいものがある可能性があるといえる。

8 外郭団体と本市の施設

平成20年4月1日現在, 指定管理者となっている外郭団体の施設名, 公募, 優先指定, 単独指定別, 指定管理期間は, 次のとおりである。

区分	施設名	施設数	選定状況	指定日		指定管理期間	
				始期	終期		
(財)岡山市シルバー人材センター	浅瀬スポーツパーク	1	優先	H18.4.1	H23.3.31	5	
(財)岡山市建部町観光公社	建部町温泉宿泊研修センター	1	優先	H19.1.22	H23.3.31	4	
	建部町温泉会館	1	優先	H19.1.22	H23.3.31	4	
(社)おかやま観光コンベンション協会	岡山城天守閣	1	単独	H18.4.1	H23.3.31	10	
	おかやま備前焼工房	1	優先	H18.4.1	H23.3.21	5	
	足守プラザ	1	優先	H18.4.1	H23.3.31	5	
(株)岡山コンベンションセンター	岡山コンベンションセンター	1	単独	H18.4.1	H23.3.31	5	
	ママカリアーキング	1	単独	H18.4.1	H23.3.31	5	
(財)岡山市公園協会	浦安総合公園	1	非公募	H20.4.1	H23.3.31	3	
	鳥城公園	1	非公募	H20.4.1	H23.3.31	3	
	半田山植物園	1	非公募	H20.4.1	H23.3.31	3	
	山田グリーンパーク	1	非公募	H20.4.1	H23.3.31	3	
	六番川水の公園	1	非公募	H20.4.1	H23.3.31	3	
	操山公園	1	非公募	H20.4.1	H23.3.31	3	
	百間川緑地	1	非公募	H20.4.1	H23.3.31	3	
	岡山操車場跡地公園(仮称)(岡山東ーム、アクションスポーツパーク)	1	優先	H18.4.1	H23.3.31	5	
	(財)岡山シンフォニーホール	岡山シンフォニーホール	1	単独	H18.4.1	H23.3.31	10
	(財)岡山市スポーツ・文化振興財団	西川アイプラザ	1	公募	H18.4.1	H23.3.1	5
(財)岡山市ふれあい公社	岡山ふれあいセンター	1	単独	H18.4.1	H23.3.1	10	
	西大寺ふれあいセンター	1	単独	H18.4.1	H23.3.1	10	
	北ふれあいセンター	1	単独	H18.4.1	H23.3.1	10	
	西ふれあいセンター	1	単独	H18.4.1	H23.3.1	10	
	南ふれあいセンター	1	単独	H18.4.1	H23.3.1	10	
	岡山ふれあいデイサービスセンター	1	単独	H18.4.1	H23.3.1	9	
	西大寺ふれあいデイサービスセンター	1	単独	H18.4.1	H23.3.1	9	
	北ふれあいデイサービスセンター	1	単独	H18.4.1	H23.3.1	9	
	西ふれあいデイサービスセンター	1	単独	H18.4.1	H23.3.1	9	
	南ふれあいデイサービスセンター	1	単独	H18.4.1	H23.3.1	9	
	岡山市会隣の里ふれあいデイサービスセンター	1	単独	H18.4.1	H23.3.1	9	
	岡山市友楽園デイサービスセンター	1	単独	H18.4.1	H23.3.1	9	
	岡山市御津デイサービスセンター	1	単独	H18.4.1	H23.3.1	9	
	ふれあい児童館(岡山、西大寺ふれあい、西、南、北ふれあい児童館)	5	優先	H18.4.1	H23.3.1	5	
(社)岡山市社会福祉協議会	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	1	優先	H19.1.22	H23.3.31	4	
	岡山市建部町老人福祉センター	1	優先	H19.1.22	H23.3.31	4	
	岡山市福寿苑	1	優先	H19.1.22	H23.3.31	4	
	岡山市建部町デイサービスセンター	1	優先	H19.1.22	H23.3.31	4	
	単館児童館(馬屋下、平津、興除、大曲、錦児童館)	5	優先	H18.4.1	H23.3.31	5	
	岡山市立興除園	1	優先	H18.4.1	H23.3.31	5	
	岡山市松尾園	1	優先	H18.4.1	H23.3.31	5	
	岡山市御津老人福祉センター	1	優先	H18.4.1	H23.3.31	5	

以上から明らかなおおりに、平成20年4月1日現在、外郭団体が指定管理者となっている本市の公の施設は合計48施設であり、西川アイプラザ1件を除き、すべて単独指定、優先選定、非公募で、公募によらない選定となっている(単独指名、優先選定は平成19年9月30日までの制度であり、平成19年10月1日以降は非公募である。)

9 本市職員の派遣

(1) 本市職員の派遣状況の推移

本市職員の外郭団体への派遣状況の推移は、次のとおりである。

(単位：人、%)

団体名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	給与の支給割合	
						団体	市
(財)岡山県下水道公社						100	0
(財)岡山市ふれあい公社	3	2	2	2	2	100	0
(財)岡山市シルバー人材センター	12	10	16	17	15	100	0
(財)岡山市公園協会	0	0	0	0	2	30	70
(財)岡山市水道サービス公社	3	3	2	2	2	100	0
(社)おかやま観光コンベンション協会	21	23	23	23	8	100	0
(社)岡山市社会福祉協議会	1	1	0	0	2	30	70
(株)岡山コンベンションセンター	0	0	0	2	1	100	0
合計	2	1	0	0	0	100	0
	42	40	43	46	32	—	—

(注) 数値は、各年度の4月1日現在である。

(2) 本市職員派遣の必要性と理由

外郭団体における決裁文書が存在する団体については、その決裁文書を確認したが、派遣の必要性と理由や派遣法の要件の充足状況は記載されていなかった。

(意見)

外郭団体の自主性と自立性を図るため、必要性と理由のない派遣は、行うべきではない。

派遣を行うに当たっては、当該職員を派遣する必要性と理由を決裁文書において明確にしておくべきである。

本市が派遣職員の給料を負担している場合の派遣については、派遣法第6条第2項のどの要件を満たしているのかを決裁文書において明確にすべきである。

10 本市OB職員の採用

(1) 本市OB職員の採用状況の推移

外郭団体ごとの本市OB職員の採用状況の推移は、次のとおりである。

(単位：人)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(社協)岡山市社会福祉協議会	2	2	2	1	1
(財)岡山市ふれあい公社	6	6	6	6	6
(財)岡山市建設公社	6	6	6	6	2
(財)岡山市水産協会	1	1	1	1	1
(財)岡山市スポーツ文化振興財団	5	4	1	0	1
(財)岡山市水道サービス公社	36	38	40	40	46
(財)岡山市勤労者福祉サービスセンター	6	3	2	2	2
岡山シンフォニーホール	1	1	1	1	0
(財)岡山市公園協会	2	2	1	2	0
岡山市都市整備(株)	1	1	1	1	1
(社)おかやま観光コンベンション協会	1	1	3	2	2
合計	67	65	64	62	62

(2) 本市OB職員派遣の必要性と理由

(意見)

外郭団体の自主性と自立性を図るため、必要性と理由のないOB職員の派遣は、行うべきではない。

OB職員の派遣を行うに当たっては、当該職員を派遣する必要性と理由を決裁文書において明確にしておくべきである。

(3) 本市OB職員採用の決定システム

本市OB職員の採用システムは、外郭団体においてさまざまであった。

例えば、(財)岡山市ふれあい公社においては、①外郭団体からの要請、②本市の方での人選と団体への紹介、③外郭団体の面接、決定というシステムが採られている。しかし、すべての団体でそのような明確なシステムが採られているわけではなかった。

なお、本市OB職員といっても、本市における従前の役職と外郭団体の業務が全く関係ないものがあつた。

(意見)

外郭団体の本市OB職員の採用については、外郭団体の自立性と自主性を図り、不必要なOB職員の採用を防ぐため、そのシステムの明確化と統一化を図るべきである。

具体的には、①外郭団体の本市に対する本市OB職員の推薦依頼、②本市からの本市OB職員推薦の決定、③外郭団体の面接と決定というステップを明確に行うとともに、OB職員採用の必要性と理由を決裁文書において明確にしておくべきである。

11 外郭団体の手当

区分	地域手当（調整手当）	管理職手当等	住居手当	特殊勤務手当等
1 (財)岡山市勤労者福祉サービスセンター	○給料、管理職手当、扶養手当の3%	○給料の5%	×	×
2 (財)岡山市建設公社	○給料、管理職手当、扶養手当の6%	○給料の18%	○2千円～5千円	×
3 (財)岡山市公園協会	○給料、管理職手当、扶養手当の3%	○給料の10～15%	○所有2,500円、賃貸16千円まで	×
4 (財)岡山市シルバー人材センター	×	○給料の5～15%	○①持家9,000円（取得7年目）、その後7,000円、②借家7,500円以上	×
5 (財)岡山シンフォニーホール	○給料、管理職手当、扶養手当の3%	○管理職手当：給料の10～12%、○特別手当：4千円～12千円	○所有2,500円、賃貸16千円まで	×
6 (財)岡山市水道サービス公社	○給料の3%	○事務局長5万円、次長4万円、部長3万円、課長2万円、課長補佐1万円、係長8千円、主任4千円、	○一律5千円	○屋外勤務職員につき月額4千円等
7 (財)岡山市スポーツ・文化振興財団	○調整手当（給料、管理職手当、扶養手当の3%）	○事務局長1万円、所属長及び次長、副所属長7千円	○①持家7,000円（取得～7年9,000円）、②家賃支払者最低7,000円で上限31,500円	×
8 (財)岡山市ふれあい公社	○給料、管理職手当、扶養手当の3%	○管理職手当：事務局長15%、事務局次長14%、課長級12%、課長補佐級10%、○管理職特別手当：事務局長10千円、次長、館長、課長級8千円、課長補佐級6千円	○家賃月額23,000円以下：7,500円を控除した額、23,000円超：23,000円を控除した額の2分の1、②それ以外の者7,000円	○福祉職員等の携帯電話取得補助手当5,000円、携帯持ち帰り手当1回200円、契約ヘルパーの業務手当（研修手当1回1,000円等）
9 (財)岡山市建部町観光公社	×	○管理職手当：給与の100分の15又は50,000円をこえない範囲	○所有2,500円、賃貸27千円	○業務手当：給与の10%又は30千円以内
10 (財)岡山県下水道公社	×	○管理職手当：月額6.5千円～130,300円、○管理職特別手当：4千円～12千円	○所有2,500円、賃貸27千円	○特殊勤務手当：一律月額1万円、×業務手当
11 岡山花き精算(株)	○給料の3%	×	×	×
12 (株)岡山コンベンションセンター	×	○基本給の5～20%	○①持家7,000円、②家賃支払者：最低7,500円で上限31,500円	×
13 岡山市場冷蔵(株)	×	○定額15,000円～60,000円	×	○特殊勤務手当早出時間あたり200円、冷蔵1万～1.5万円、○業務手当：2,000円～11,500円
14 岡山都市整備(株)	×	×	×	×
15 岡山港埠頭開発(株)	×	×	×	×
16 (有)サウスヴィレッジ	×	×	○借家千円、賃貸家賃の4分の1（限度10千円）	×
17 (社)おかやま観光コンベンション協会	○給料、扶養、管理職手当の3%	○管理職手当：事務局長：給料の12%、○特別手当：上限5千円	○①持家7,000円（取得～7年9,000円）、②借家7,500円を超える家賃支払者 上限31,500円	○年末年始の休日規勤務手当6,500円以内（1日4,800円）
18 (社福)岡山市社会福祉協議会	○給料、管理職手当、扶養手当の3%	○管理職手当：8%～12%、○管理職特別手当：8千円～12千円	○7,500円以上の家賃（限度千円）	○特殊勤務手当：2,850円、○居宅介護事業調整手当月1万円、特殊勤務手当月2,850円

(注) 職員が0人若しくは1人又は岡山県若しくは本市の職員が事務を行っている団体は除外している。

以上によると、地域手当がある外郭団体は10団体であり、このうち、(財)岡山市建設公社の6%が最も割合が高い。

また、管理職手当も(財)岡山市建設公社の18%が最も高く、これに(財)建部町観光公社の15%又は5万未満が次いでいる。

このほか、持家の職員に住居手当を支給する団体が10団体、特殊勤務手当勤務手当又

は調整手当（業務手当）を支給する団体が7団体など全体的にばらばらである。

12 公益認定

(1) 概要

一般法，公益法，整備法の制定経緯と概要は既に説明した。

一般法，公益認定法，整備法の施行によって，既存の社団法人，財団法人は，上記各法律の施行日の平成20年12月1日から5年後の平成25年11月30日までに，一般社団法人・一般財団法人の認可と公益社団法人・公益財団法人の認定のいずれかを選択することを要し，その登記をしないと解散したとみなされてしまう。

(2) 公益認定基準

公益認定基準は次のとおりである。

- ア 公益目的事業を行うことを主たる目的とする。
- イ 公益目的事業実施に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。
- ウ 社員，役員，使用人その他法人関係者等の特定の者に特別の利益を与える事業を行わないこと。
- エ 営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し，寄附その他の特別の利益を与える事業を行わないこと。
- オ 投機的な取引，高利の融資等，公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業又は公序良俗に反するおそれのある事業を行わないこと。
- カ 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること（収支相償の原則）。
- キ 収支事業等（公益目的事業以外の事業）を行う場合には，公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ク 公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれるものであること。
- ケ 遊休財産額が一定の保有限度を超えないと見込まれること。
- コ 配偶者・3親等内の親族等が理事総数の3分の1以内であること（監事も同様）。
- サ 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事・使用人等相互に密接な関係にある者が理事総数の3分の1以内（監事も同様）であること。
- シ 大規模法人は会計監査人をおくこと。
- ス 適正な役員報酬額を制定し，公表すること。
- セ 一般社団法人の社員，機関が資格喪失等に関する書体の基準を充足すること。
- ソ 他の団体の支配が可能となる株式等を保有しないこと。
- タ 公益目的事業に不可欠な特定財産がある場合，その維持・処分制限を定款で規定すること。
- チ 公益認定取消又は合併により消滅する場合，公益目的取得財産残額を類似の公益団体，国又は地方公共団体へ1か月以内に贈与する旨，定款で定めること。
- ツ 精算の場合，残余財産を類似の公益団体，国又は地方公共団体に贈与する旨を定款で規定すること。

(3) 本市の対応

外郭団体において，公益認定が受けられないとしても，当該団体の存在意義がなくなるとか，本市が出資を直ちに引き揚げないといけないといったことにはならない。

しかし、一般法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する公益法人とは異なるので、本市とすれば、補助金の交付等について、公益法人と一般法人を全く区別しないで、同様に取扱うわけにはいかないのではないかと考える。

(意見)

本市とすれば、今後、公益認定が受けられない又は受けられなかった外郭団体（財団法人、社団法人）について、補助金の支出の削減又は廃止、出資の引き揚げ等に関するルールづくりを行う必要がある。